年表・婦人民主クラブ（1995年11月～2016年12月）

「明日を拓くⅡ」出版に寄せて

婦人民主クラブはこのほど年表『明日を拓くⅡ』を発刊しました。婦民創立からの五十年間の記録『明日を拓く』に続くものです。この冊子を広く知らせたいとの思いをこめて伊藤セツさん（昭和女子大学名誉教授）、柴田真佐子さん（婦団連会長）、片倉比佐子さん（都庁支部）に講評をお願いしました。

年表・婦人民主クラブ
「明日を拓くⅡ」

年表を使い、また作る立場・経験

伊藤セツ

私は昨年十一月、『山川菊栄研究　過去を読み未来を拓く』（ドメス出版）という本を出しました。その本は六百頁を超えるものでしたが、そのうち約九十ページを、菊栄（一八九〇―一九八〇）の年譜とそれに関連する年表にあてました。

年表は、多くの事実から、目的に沿った事項を経過年順に並べていく仕事ですので、まず年表の目的と、選ぶ事項に関する方針が明確にされていなければなりません。ある特定の年表を手にした人は、年表の作成者の意図を理解したうえで、その年表を利用するわけですが、年表の価値は、目的の独自性と、それに沿って選ばれる事項の発掘と、その資料的正確性にあると思います。

婦人民主クラブの創立七十周年の貴重な記録として、一九六七年に出された『航路二十年』の巻末一―二十三頁（一九四五―一九六四）の簡略な年表、一九九六年の「婦人民主クラブ（再建）時代」に、一年に四ページをあてて、明確な「編集方針」を定めて、一九四五―一九九五までを追った『明日を拓く』と、それを踏襲した今回の『明日を拓くⅡ』（一九九五―二〇一六）によって、名称を回復した婦人民主クラブの七十年の歴史がつなげられたことに敬意を表します。

年表は、歴史専門家はもちろん、他の女性団体も（女性ばかりでなくその他の各種団体も）作成しております。

そのうち、私が利用させていただいているものの一つを例に挙げますと、年表として独立して出版されているものに、市川房枝記念会女性と政治センターの年表形式の『市川房枝の言説と活動』全三巻があります。一八九三年から一九八一年の市川房枝の全生涯を網羅し、二〇〇八から二〇一六まで掛けて完成したもののようですが、その完成度の高さ（「典拠文献」の明示、人名索引の添付を含め）は、研究書にも安心して使えるレベルと言っても過言ではありません。

私もいろいろな団体の年表や、国会図書館の憲政資料室（そこでは、婦人民主クラブと関係のある宮本百合子のGHQ占領下での資料もマイクロフィッシュで閲覧・コピーできます）などで調べて、山川菊栄の年譜と関連年表を作成しました。その経験から愁をいわせていただけば、婦人民主クラブは、これまでの伝統や経験は、他団体とは異なる独自性をもっているわけですから、その点からも、他の女性団体とは異なる、事項の記述統一性を含めて、もう一工夫あってもよいと思いました。

年表作成は、地味な根気のいる仕事で、どれだけ手間がかかるものであるかは理解できます。本当に大変な作業ご苦労様でした。

（昭和女子大学名誉教授）

20年の着実な歩みを記録に

柴田真佐子

二十年間の婦人民主クラブの活動と国内外の出来事を対比して年表にし、主な出来事を一年ごとにコンパクトにまとめてあり、大変わかりやすくなっています。

この二十年は激動の情勢でした。小選挙区比例代表制による選挙や、女子保護規定撤廃反対闘争、教育基本法改悪反対闘争、アフガニスタン、イラク戦争反対のとりくみ、秘密保護法、戦争法反対、平和と憲法を守るたたかいが大きく取り組まれ、市民と野党の共闘が前進しています。二〇一一年三月十一日の東日本大震災、福島原発事故。震災復興や原発再稼働反対、原発ゼロの運動も大きく広がっています。

均等法改正とセットで女性保護規定撤廃が提案され、「これでは女性労働者が安心して働き続けられない」と女性労働者を中心に数次にわたる国会行動や、全国で大きなたたかいが繰り広げられました。その後の度重なる労働法制の改悪により、雇用の劣化がすすんでいます。

教育基本法改悪法案反対、秘密保護法反対、戦争法反対などの野音集会、国会行動には常に婦人民主クラブのみなさんが駆けつけていました。

一九九九年に男女共同参画社会基本法が制定されましたが、日本の男女平等は進まず、二〇一八年の男女平等度は、百四十九か国中百十位です。

二〇〇五年は、三月八日にスタートして全世界の世界女性行進でとりくまれた「キルトコンクール」を実施し婦人民主クラブの会員さんの作品が優秀賞に選ばれました。キルトは韓国に引き継ぎ、ソウル市内を韓国の女性団体と一緒にパレードをしました。

各地の活動の記録を見ると、婦人民主クラブの皆さんは、常に学習し行動しています。さらに、コンサートや文学講座、旅行など多彩な取り組みで活動を豊かにしています。

二〇〇六年に「婦人民主クラブ」の名称を回復し、婦人民主クラブの旗を守って活動している皆様に敬意を表し、今後の更なる発展を祈念いたします。

（日本婦人団体連合会会長）

運動が歴史を動かす力として

片倉比佐子

自衛隊の海外派兵を可能にする新ガイドライン三法が成立したのは、一九九九年五月でした。都庁支部の読書会はこのときに出発しました。憲法九条はどうなるのか、私たちは何をしたら良いのか、大きな不安に押されるようにして出発した記憶があります。

世界的にわき起こった「戦争反対」の声にもかかわらず、米英国によるイラク攻撃がはじまり、日本はこのイラク戦争に加担することを求められました。間もなくしてフセイン政権崩壊、しかもイラクは大量破壊兵器を所有していなかった！

決着が着いた筈なのに戦争は継続、「特別措置法」という名のもとに自衛隊はイラク派兵。サマワが非常に危険な状況であったことが明らかになるのはあとのこと。

一方、津波で破壊された原発の安全性はいっこうに保証されず、国会の議論ぬきで集団的自衛権容認の閣議決定がなされました。国民の不安に背を向ける安倍政権に、国民は大規模な街頭行動を実行しました。二度にわたるヒューマンチェーン「女の平和」、さよなら原発十万人集会、首都圏反原発連合国会包囲行動二十万人、オスプレイ配備反対沖縄県民集会十万人、5・3憲法集会、金曜行動、9・19行動などです。本書に丁寧に拾われた活動の一つ一つが、歴史を動かす力となっているのを実感できる歳月でした。

（婦民・都庁支部）